

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則等の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（以下「条例」という。）及び横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）において、集客施設及び共同住宅等における自転車駐車場等の設置及び管理に関する基準を定めていますが、昨今の大型自転車の普及に伴い、大型自転車の駐車に必要な措置に関する努力義務規定を規則に追加します。

また、規則改正と同時に、条例及び規則の考え方を示した自転車駐車場の附置等に関する手引について、運用の円滑化を図るため、実状に合わせた基準の明確化や文言の整理等に伴う所要の改正を行います。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 主な改正概要

(1) 大型自転車の駐車への配慮（規則・手引）

近年、電動アシスト自転車や幼児二人同乗用自転車をはじめとする大型自転車の利用が広がっていることを踏まえ、多様化する自転車利用ニーズに対応した駐車環境の確保を進めるため、大型自転車への配慮に関する規定を追加します。

(2) 附置義務自転車駐車場におけるシェアサイクル導入の簡素化（手引）

シェアサイクルは、市民や来街者の移動手段の一つとして利用が広がっていることから、附置義務自転車駐車場にシェアサイクルポートを導入する場合の考え方や配置例を追加します。また、手引で示す寸法に基づいて計画する場合は、構造図の提出を不要とし、手続の円滑化を図ります。

(3) 自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準の明確化（手引）

ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場について、駐車区画や通路の考え方を整理するとともに、図や説明の充実を図ります。これにより、技術的基準をより分かりやすく示し、事業者や設計者が円滑に計画・手続を進められるよう手引の記載を見直します。

2 施行日

令和9年4月1日（予定）

3 意見公募要領

■ 意見公募期間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月30日（月）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

■ 御意見の提出方法

別添の意見投稿用紙に必要事項を御記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

なお、電話による御意見の受付は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：do-huchi@city.yokohama.lg.jp

横浜市 道路・交通政策局 道路政策課 附置担当 宛

※ 件名は「附置条例規則等の一部改正に対する意見」としてください。

【郵送の場合】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 29階

横浜市 道路・交通政策局 道路政策課 附置担当 宛

※ 締切日の消印まで有効です。なお、郵送料は御負担ください。

【FAXの場合】

FAX番号：045-550-4892

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見は、本案の検討に当たり参考とさせていただくとともに、その概要及びこれに対する本市の考え方を公表する場合があります。なお、公表に当たっては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報は公表いたしません。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、本意見公募に関する業務のみに利用します。
- (4) その他の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

【問い合わせ】

横浜市 道路・交通政策局 道路政策課 附置担当

TEL：045－671－3644 E-mail：do-huchi@city.yokohama.lg.jp